日本コラージュ療法学会奨励賞贈呈に関する規程

制定：平成30年2月25日

第１条　コラージュ療法およびこれと関連する諸技法に関する優れた研究および実践活動を奨励する目的で，「日本コラージュ療法学会奨励賞」を設け，これを贈呈するための内規を定める。

第２条　奨励賞候補者は，３年以上引き続き本会正会員であること。

２　コラージュ療法の研究，実践活動の発展に貢献し，さらに発展が期待できる者を候補者とする。

３　すでに授賞した者は，候補者にはなれない。

第３条　奨励賞を贈るための選考委員会（以下，委員会という）を本会に設ける。

2　委員は年度毎に構成し，委員は常任理事から２名，常任理事以外の理事から２名，上記以外の編集委員会委員の中から１名，計５名を選出する。

3　委員の任期は２年を限度するが，再選を妨げない。

4　選考委員会委員長（以下委員長）は５名の委員の互選によって選出する。

5　委員会は委員長を議長として当該事項を審議する。

第４条　委員会は，当該年度の定時会員総会の始まる３ヶ月前までに，当該年度の受賞者を内定し，これを理事長に報告しなければならない。

２　理事長は，委員長の報告内容を常任理事会に諮問し，その承諾を得て，受賞者を決定する。

３　受賞者の内定は，第１次および第２次選考により行う。

４　第１次選考は理事全員および正会員より，候補者２名以内の推薦を募るものとする。

５　研究者は「自分の業績が正当に評価される権利がある」という観点から，自薦することもできる。

6　第２次選考は委員会が行い，内定者を決定する。

7　委員会は４名以上の出席により成立する。

8　受賞者の内定は，出席委員の４分の３以上の賛成により，これを決定する。

9　委員会の判断により，当該年度の受賞がないと決定することができる。

第５条　奨励賞候補選考に関わる業績は，「コラージュ療法学研究」をはじめとして国内・外の学術誌ならびに著書を対象とする。

２　業績の評価は，コラージュ療法を中心に，ひろくコラージュ療法と深いかかわりのある研究と実践を含むものとする。

３　業績の評価は，

１）コラージュ療法への貢献度

２）研究および実践の独創性

３）授賞を機会に研究・実践活動の発展性が期待できる，などの観点から行う。

第６条　奨励賞は，年１回の定時会員総会でこれを表彰して贈る。

２　当分の間，奨励賞は１件について5万円の副賞を添えてこれを贈る。

第７条　委員会の審議内容は，他に口外してはならない。

　附則

１　この規程は平成30年2月25日から発効する。